

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
小学校給食費について、市立小学校以外に通う草津市在住児童も無償化、または無償化相当額の補助を行ってほしい。 給食費支援を検討しているのか、今後検討予定なのかも教えてほしい。	学校給食無償化については、国の制度に基づき、給食を提供する学校設置者として、草津市立小学校に在籍する児童の給食費を無償にしています。 国から示されている制度の趣旨としましては、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、公立小学校を無償化の対象とされています。 また、給食実施が学校設置者の努力義務でありますことから、小学校給食無償化については、それぞれの学校設置者が判断し、対応されるものと考えています。 御提案の市立小学校以外に通う児童への給食費支援については、現在のところ検討はしていませんが、今後の国の動向に注視していきたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【教育委員会 学校給食センター】
こどもが市立小学校から私立中学校に進学し、Sigfy（シグフィ）が見られなくなり困っている。市内在住の私立中学生にも共有するか、Sigfyに公開されているイベント等のPDFを市ホームページからも閲覧できるようにしてほしい。	お子様が市立小学校を卒業された後も、地域のイベント情報や防犯情報などを継続して受け取りたいとお気持ちや、情報が見られなくなったことへの御不便については、十分理解できるところであり、貴重な御意見として受け止めています。 しかしながら、Sigfyの配信については、市立小中学校の学校生活に関する連絡を目的としたアプリとして運用していますので、公立の小中学校の利用に限定しています。 イベントや防犯等の情報については、Sigfyで配信する情報の全てではありませんが、草津市LINE公式アカウントにて、プッシュ通知やLINE VOOMで発信しているほか、メニュー画面の「子育て・こどもの居場所」を選択いただくと、「こども・若者の居場所ポータルサイト」を御覧いただくこともできます。また、メールで不審者情報やイベントなどの情報を、携帯電話やパソコンに配信する「草津市メール配信サービス」もありますので、御利用いただければ幸いです。 今後とも、子育て中の皆様への工夫した情報発信に努めていきますので、御理解、御協力をお願いします。 【教育委員会事務局 学校教育課】 【総合政策部 広報課】

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
町の防災組織が町内会員のみで発足したが、町内会未加入者への対応も検討する必要がある。地震発生時の集合場所など、困るのではないか。市としても、重大さを説明していく必要があるのではないか。	大規模災害が発生した際、市や消防、警察等による「公助」には物理的な限界があり、発災直後は直ちに現場へ駆けつけることが困難な場合が想定されます。このような状況下では、自助、共助が重要であり、地域住民で組織いただく自主防災組織において、近隣の被害状況をいち早く把握し、住民同士で声を掛け合って避難誘導を行うほか、初期消火や救出・救護活動を組織的に展開することが人的被害を最小限に抑えることにつながります。 また、日頃からの防災訓練や危険箇所の点検、防災知識の普及などを通じて、地域全体の防災意識の向上が図られますので、町内会への加入・未加入に関わらず、一人でも多くの方に活動へ御参加いただくことが共助力を高める力になると考えています。 本市としても、自主防災組織の結成促進および活動の活性化に向けて、資機材の購入や運営に対する補助をはじめ、出前講座や防災訓練の支援も受け付けていますので、お困り事がありましたら、お気軽に御相談いただければ幸いです。 【総合政策部 危機管理課】
市役所近くにある「人」「道」をテーマにした石碑について、市の基本理念を象徴する「自由、民主、共和主義」を表現する内容へと改修・変更してほしい。	いただいた御要望の趣旨は、今後の参考とさせていただきますが、現在のところ、当該石碑の改修・変更を行う予定はありませんので、御理解をお願いします。 【総務部 総務課】
小学校の通学路に危険な箇所がある。ガードレールの設置など、実効性のある安全対策を、早急に検討してほしい。	通学路にかかる道路改修については、通学路の安全対策として整備を進めるために、学校単位で要望を取りまとめ、6月から7月にかけて、学校、教育委員会、道路管理者や警察等と合同点検を実施し、整備の必要性や手法について検討しています。 今回御要望いただいた箇所については、今年度、小学校から要望書が提出されており、合同点検を実施の上、道路管理者と対応の方向性について検討していきたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局 学校教育課】

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
市役所で所得証明書を取得する際、案内の人に必要な書類の説明を見せたところ、コピー機のようなもので発行可能と言われた。コピー機では、令和8年度のもののしか取得できず、入手して提出したところ、提出先から年度が違うと指摘された。 後日、窓口で経緯を説明したら、最初は有料と言われたが、詳細を伝えた結果、無料になった。対応が変わり、不信感を覚えた。 証明書発行の際の案内方法を見直し、誤案内があった場合の手数料の取扱いや住民への説明・謝罪の徹底について、改善を検討してほしい。	このたびは、窓口における職員の不手際により、多大な御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びします。本来、窓口において、御用件を十分にお聴きして、目的にあった御案内をするべきであり、また手数料の取扱いに関しても、経緯を丁寧に説明して御理解いただくべきであったと考えています。 今後は、適切な案内ができるよう、所属内で共有しています証明書発行の手順書の内容を改めて徹底するとともに、初期対応時に御用件を十分にお聴きしたうえで、市民の皆様の視点に立ったわかりやすい案内に努めていきます。また、誤った案内をした場合は、十分かつ丁寧な経緯説明と、誠実な謝罪を行うことを職員に徹底していきますので、御理解をお願いします。 【総務部 税務課】
J R草津駅東口ペDESTリアンデッキは、雨天時に非常に滑りやすく危険である。大きな事故が起こる前に、早急に安全対策を講じてほしい。	現地を確認したところ、雨天時には、特に傾斜が大きいスロープ部分について滑りやすくなっていたことから、当該箇所のタイルに滑り止め機能を有する材料を塗布することにより、対策を講じていきます。 なお、施工範囲や材料の検討など、施工業者と調整を行っていきますので、対策が完了するまでに一定の時間を要することについて、御理解をお願いします。 【建設部 道路課】

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
宿場町を前面に押し出したまちづくりに対し、強い違和感を覚える。宿場町という枠組みの中では、真に自由・民主・共和な市民にならない。観光偏重のPRから脱却し、定住市民が主役となる未来志向のまちづくりへの転換を要望する。	本市では、江戸時代に宿場町が置かれたという歴史的な背景を、草津の特性の一つとしてとらえており、過去の概念で現代のまち全体を覆うものとして位置づけているものではなく、その他の様々な特性も大切に活かしながら、子育て、教育、福祉、防災など、多様な施策を通じて、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指しています。 今回、御提言いただきました「宿場町」の捉え方や御指摘は、御意見として受け止め、今後の都市ブランディングと市民自治のあり方の参考とさせていただきます。 【総合政策部 企画調整課】
玉川中学校グラウンド裏の雑木林が、道路にせり出し通行の妨げになっている。タバコやごみの不法投棄なども発生している。視察し、早急に伐採等の対応をしてほしい。	現地を視察したところ、市道側へ張り出していることを確認しました。取り急ぎ通行の妨げとなっている箇所を中心に剪定・草刈りを実施します。なお、抜本的な対応は、樹木が法面保護の役割を担っていることを考慮し、必要な部分の伐採を検討していきますので、御理解をお願いします。 【建設部 道路課】
中学校の教室のエアコンが故障しており、同じ校舎内で環境に差が生じている。修理対応を検討するとともに、修理までの間の一時的な対応策も考えてほしい。	本市では、例年、暑さが本番を迎える前のゴールデンウィーク頃に、空調設備が正常に作動するかを確認するため、各小中学校で試運転を行っており、不具合等が見受けられた際には、適宜、修繕作業を進めています。 今般、お問い合わせいただきました教室については、試運転の結果、不具合があったため、修繕作業に必要な手続きを進めていたところで、令和8年6月26日に修繕作業が完了しました。修繕が完了するまでの間、御心配、御不便をお掛けしましたことをお詫びします。 今後も、こどもたちが快適な学校生活を送れるよう、教育環境の整備に努めていきますので、御理解、御協力をお願いします。 【教育委員会事務局 教育総務課】

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
情報公開請求で開示された清掃仕様書等により、5校の屋外トイレが男女兼用と判明した。トイレの男女別計画や防犯対策を定めた文部科学省「学校施設整備指針」に違反する。市が危険な実態を認識しつつ放置した状況下で性犯罪等が発生した場合、市は国家賠償法に基づく重過失責任を免れない。 5校の現状を重大な瑕疵と認識しているのか。男女別化等を完了する具体的な改修の期日と予算措置を明示してほしい。改修完了までの即時応急措置を明示してほしい。	小学校施設整備指針（令和4年6月改訂）によると、便所は「児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である」と記載されていますが、本指針については、学校施設の計画や設計におけるガイドラインであり、文部科学省は、学校設置者に対して、本指針に十分配慮するよう求めていることから、今後の施設改修等における留意すべき事項を示したものであると認識しています。 学校トイレの改修については、こどもたちの使用頻度が高い校舎内トイレや、災害時の避難所となる体育館トイレの改修を優先的に行っていることから、現時点で、屋外トイレの改修の実施時期や議会の議決が必要となる予算措置についてお示しすることはできませんので、御理解をお願いします。 防犯カメラの設置については、すでに全小学校の校門付近に防犯カメラを設置しているところであり、また、夜間使用禁止については、学校開放での登録団体の使用が原則であることから、不特定多数の方が利用する状況ではありませんので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局 教育総務課】
休日の部活動で教員に過労死や事故が起きた場合、市は「実質的業務命令であり、労働法違反状態を放置している」と認めるのか。 令和8年度予算において、部活動の民間委託費等としていくら計上したのか。	部活動における教員の働き方については、「草津市立中学校に係る部活動の方針」において、「平日は概ね2時間以内、土曜日・日曜日および学校の休業日は概ね3時間以内とする。」と定めており、休養日の設定も週2日（平日1日と週休日1日）以上とし、昨年度からは全中学校において、平日2日と週休日1日の週3日を休養日とすることを基本として、各校の実情に応じた運用を行っているところです。休日における部活動の教員に対する安全配慮義務については、教育委員会において使用者責任があるものと認識しています。 また、令和8年度の部活動指導員配置にかかる事業費は10,996千円を計上しています。 【教育委員会事務局 学校教育課】

令和8年7月 回答分

手紙の概要	回 答
町内会や自治会に対して、以下の対応をしてほしい。 ・全自治会に対する政教分離に関する実態調査の即時実施 ・自治会と神社奉賛会等の組織、会計、業務の完全分離を義務付ける厳格な指導 ・是正指導に従わない自治会に対する、各種補助金交付停止、業務委託解除、認可地縁団体の認可取り消し等の厳格な措置	本市では、多様化していく地域課題を解決し、住みよいまちを築いていくために、地域住民により自主的に設立・運営されている任意団体である町内会が、地域のまちづくりを推進していただいているところです。 そうした中で、本市においては、地域活動における政教分離に関する判例等を参考に、町内会活動に関する説明やQ & Aをホームページに掲載するなど、適切に対応していますので、御意見をいただいた実態調査などを実施することは考えていません。 今後も、町内会と連携しながら、より良いまちづくりを進めていきますので、御理解をお願いします。 【まちづくり協働部 まちづくり協働課】
草津川跡地公園整備の計画案を見て、主な対象年齢は幼児から小学校低学年を想定した施設であると感じたが、どの年代を対象としているのか。 幼児向けの屋内遊び場は、整備済みの施設で充実していると感じている。一方、小学校中高学年以上のこどもたちが遊べる屋内施設は、不足していると思う。 現在の計画においても小学校中高学年以上のこどもたちが利用できる運動・活動スペースの整備について検討してほしい。	「草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業における設置等予定者の決定」については、草津川跡地（区間6）の一部エリアにおいて、若者・子育て世代を中心としたにぎわいを創出することを目的に、整備・運営される民間事業者の募集を行い、児童教育や子育て世代を含む外部委員で構成される「草津市草津川跡地活用事業者選定委員会」における審査結果を踏まえ、結果を公表したものです。 今回の屋内あそび場については、民間事業者により整備・運営される施設となり、提案内容に基づき今後整備を進められることとなります。提案では、対象年齢は0歳から10歳程度を中心とした木造のあそび場を計画されておりますが、施設の利用にあたっての年齢制限は設けておられませんので、小学校中高学年以上のお子様も御利用いただける想定です。 草津川跡地（区間6）の一部エリアは、令和10年度の供用を予定していますので、供用開始まで今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。また、施設の供用開始後には、ぜひ御利用ください。 【建設部 草津川跡地整備課】